

## 「自立」の定義

○別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。

(7)～(8) 略

○逐条「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」解説書（抄）

【解釈】

1～8 略

9 「自立」とは、一般的に、自分の力で独立することをいうが、本条例でいう「自立」とはこれと異なる。人は、何らかの形で、誰かに支えられたり、助けられたりして生活を営んでいるものであり、このことは、障がいのある人にとってだけ特別なことではない。障がいのある人にとって重要なことは、自分で何でもできるかどうかではなく、自分の人生におけるあらゆる場面において、自らの意思で選択し、決定し、誰かに支えられながら自分の人生を自分なりに生きていけることであり、この支援の環境を整えることが社会に求められているのである。

10 略